資格の学校 TAC FP講座

\FP3級/

最新知識を 3級で一気に「学び直し」

学び直しキャンペーン

TACのFP講座を過去にご受講いただいた方は、「FP3級本科生」を半額でご受講いただけます。 2017年4月現在の最新情報に基づいた最新版テキストと講義で、お金の知識を「学び直し」しませんか? すでに3級だけでなく、2級やCFP®に合格している方の学び直しにもオススメ!

受検のストレスなくリラックスしてFPの最新知識を学び直すことができます。それとも今度は満点を目指しては!?

<問 題>

Q 遺族基礎年金を受給できるのは、18歳到達年度末日 (3月31日)までの子のある妻と子である。(○か×か)

FPの学習範囲は、法律や制度の改正が非常に多く、以前学習した内容もあっという間に間違いになってしまいます。今話題のiDeCoをはじめ、

近年の主な改正内容をどのくらい知っているか確認してみてください。

「知らない内容ばかり!」「もっと知りたい!」という方のために、

FP6分野の最新情報をお得に学び直すキャンペーンをご用意しました。

A. × 子のある夫も受給できる。

あなたが学習された時と答えは同じでしたか? ※平成24年より妻だけでなく夫も受給できるようになりました。

2018年1月目標 FP3級本科生(全9回)

| 受講形態 | コースNo. | 受講料 |
|---------|---------|-----------------------|
| ╸ | 181-061 | 30,000円→15,000円 |
| ⑥ DVD通信 | 181-062 | 30,000円→ [3,000円] 半額! |
| ₩ Web通信 | 181-063 | 25,000円→12,500円 |

対象期間 2018年3月31日まで(消印有効)

対象コース 2018年1月目標の3級本科生

対象者 過去にTAC FP講座の3級本科生、2級本科生、2級速修本科生、CFP®総合コース、またはこれらのコースを含むパック等を受講した方

※他の割引制度との併用はできません。 ※受講料は教材費・消費税8%込みです。

前回習った講師に また会える

「竹内裕子講師からのメッセージ・」

せっかく学んだ知識も古くなって使えないのはモッタイナイ!また一緒に楽しく学びましょう。 初学者の先輩としてチューター役をお願いするかも!?



近年の主な改正内容〉

| | 個人型確定拠出年金(iDeCo)の 加入対象者拡大 | | 会社員の配偶者(第3号被保険者)や公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになりました。 |
|------------------------|---------------------------------------|-------------|--|
| ライフ プランニングと 資金計画 | 年金受給資格期間の短縮 | | 老齢基礎年金の受給資格期間が25年から <u>10年に短縮されます</u> (2017年8月~)。 |
| | 短時間労働者の社会保険加入対象拡大 | | パートやアルバイトで働いている短時間労働者が社会保険加入対象となる適用要件が拡大されました。 |
| | 国の教育ローンの融資限度額拡大 | | 日本政策金融公庫が行っている国の教育ローン(教育一般貸付)の融資限度額が、学生・生徒1人につき350万円まで拡大されています。 |
| リスク管理金融資産運用 | 国民年金任意加入被保険者が 国民年金基金に加入可能に | | 60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が、国民年金基金に加入できるようになりました。 |
| | 生命保険料控除の改組 | > | 平成24年1月1日以後新たに契約する生命保険について、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加えて介護医療保険料控除が新設され、 控除額の計算方法も変更されました。 |
| | 地震保険の損害区分改訂 | | 地震保険の損害の程度の区分について、従来の「半損」が「大半損」と 「小半損」に分割されました。 |
| | NISAおよびジュニアNISA創設 | | 少額投資非課税制度(NISA、ジュニアNISA)が創設され、NISA口座で購入した上場株式等の配当金や譲渡益が一定期間非課税となります。 |
| | ゆうちょ銀行預入限度額の拡大 | | ゆうちょ銀行に預け入れ可能な貯金の預入限度額が、1人あたり1,000万円から1,300万円に変更となりました。 |
| | 公社債の譲渡損益や利子の 課税方法変更 | > | 公社債、公社債投資信託の譲渡益が非課税から課税対象に変更となり、譲渡・償還損益や利子等が上場株式等と損益通算できるようになりました。 |
| タックス プランニング | 給与所得控除の上限額引き下げ | | 給与所得控除額の上限額が平成28年分より段階的に <u>引き下げられています。</u> |
| | セルフメディケーション税制の創設 | | 一部の市販医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費用を支払った場合に 医療費控除が適用できるようになりました。 |
| | 復興特別所得税の創設 | | 東日本大震災からの復興のために必要な財源を確保するため、平成49年までの所得税額に対して2.1%の復興所得税が課税されます。 |
| 不動産 | 居住用財産の買い換え特例の 適用要件(売却金額上限)変更 | • | 居住用財産を買い換えた場合に譲渡益が繰り延べとなる特例の適用要件のうち、売却金額の上限が2億円(または1.5億円)から1億円に変更となっています。 |
| 相続·事業承継 | 相続税基礎控除額の縮小 | | 相続税の基礎控除額が、従前の6割に縮小されました(3,000万円+600万円×法定相続人の数)。 |
| | 教育資金および結婚・子育て資金の 一括贈与に係る贈与税非課税制度創設 | | 直系尊属から教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に、一定の要件の下で贈与税が非課税となります。 |
| | 小規模宅地等の評価減の 特例の限度面積拡大 | | 特定居住用宅地等の減額対象面積の限度面積が240㎡から330㎡に 拡大されました。 |
| | 相続税、贈与税の税率構造の変更 | | 最高税率の引き上げや、直系尊属から贈与を受けた場合の <u>特例税率が</u> 設定されました。 |
| | 非嫡出子の法定相続分にかかる 民法の改正 | | 嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。 |
| お問い合わせ | | | |

